

附属機関の部

研修所の活動

研修所

所長 伊藤 高英



活動の概要

研修所は、弁理士会会員である弁理士、弁理士となる資格を有する者及び会長が認めた者を対象に、継続研修、新人研修、実務修習を企画・運営・実行している。研修の様子は座学集合研修とEラーニングである。スタッフは部会制に分けられた約150名の弁理士からなる正副所長及び運営委員と弁理士会事務局員である。

継続研修に関する活動

平成20年度から開始された弁理士の資質向上を目的とする継続研修は全弁理士が受講する義務を有している。

継続研修は年度単位で実行される。各年度の研修は、前年度内に研修計画を策定し、経済産業大臣の認可を受けて当該年度に実行される。認可を受けない研修も実行されるが、単位は付与されない。

継続研修は弁理士会が実行する研修と、認定外部機関が実行する研修とがある。弁理士会内における研修及び認定外部機関における研修の全てについて研修計画の策定が行われる。研修計画の策定に際し、審査部において、弁理士会内外から申請された研修計画の内容が継続研修に適するか否かを予め審査し、適する研修計画のみを経済産業大臣に対する認可申請対象としている。

研修所は、研修計画を前年度に企画し経済産業大臣の認可を受け、当該年度に認可された研修を実行している。研修内容は研修所ニュース及び弁理士フォーラムにより会員にアナウンスされる。座学集合研修については、講師への依頼、研修会場の確保、受講希望者

の募集、研修当日の研修実行、受講者の入退室管理、受講記録を行う。Eラーニングについては、講師への依頼、コンテンツの作成を行い、弁理士義務研修支援システムを通して研修科目の配信・受講が実行されている。

認定外部機関による研修については、研修修了後に研修所に対して、機関より研修修了報告がなされ、受講者より受講申請がなされる。審査部においてこれらの修了報告及び受講申請の適否が審査され、研修履歴に反映される。

年度末には、当該年度及び次の年度末に継続研修の研修期間が終了するグループ(本年はB及びCグループ)に属する各弁理士の受講履歴(弁理士義務研修支援システムにより厳正に管理されている)を纏めて送付して、研修期間満了までに受講すべき単位をお知らせすることとしている。

年度初めには、前年度末に継続研修の研修期間が終了したグループ(本年度はAグループ)に属する各弁理士の受講履歴を纏めて送付して、受講履歴の確認と不足している受講単位がある場合にはその受講をお願いしている。

新人研修に関する活動

平成21年4月より、前年度内に実務修習を終了した者が弁理士登録する制度となったことを受け、研修所においては、これらの者に対して前年度までに実行していた新人研修後期に相当する研修を新人研修として実行することとした。この新人研修は継続研修に含めないこととなっている。

新人研修部が企画・運営・実行の担当である。研修科目を座学集合研修とEラーニングとに分類し、講師への依頼、コンテンツの作成、研修会場の確保、受講希望者の募集、研修当日の研修実行、受講者の入退室管理、受講記録を行う。

この新人研修を受講した者に対するアドバンスした研修を平成22年度に実行することを検討している。

実務修習に関する活動

平成20年10月1日より、弁理士になる資格を取得した者は弁理士登録前に実務修習を受講することが義務となった。

弁理士会は経済産業大臣より実務修習を実行する指定修習機関としての指定を受け、平成20年度より実務修習を実行している。

実務修習部が企画・運営・実行の担当である。国が定めた研修科目を座学集合研修とE-ラーニングとに分類し、講師への依頼、コンテンツの作成、研修会場の確保、受講希望者の募集、研修当日の研修実行、受講者の入退室管理、受講記録を行う。実際には、弁理士試験の合格発表より前に当該年度の実務修習の研修計画及び予算等を経済産業大臣に申請して認可を得て、合格発表後に受講希望者を募集し、応募者のクラ

ス分け、受講証・テキスト等を受講者へ送付して実務修習を開始する。開始後は、各受講者の起案の受理・管理、講師と関係、座学集合研修の研修当日の研修実行、受講者の入退室管理、受講記録を行う。

研修修了に際しては、各受講者の受講履歴（弁理士義務研修支援システムにより厳正に管理されている）を纏めて弁理士会会長の行う修了判定のためのデータを調える。

終わりに

研修所においては、会員の自己研鑽意欲に応えるために上記のような種々の活動を行っている。活動の詳細は年度初めに発行される研修所の所報をご参照下さい。

(原稿受領 2010. 1. 18)

中央知的財産研究所の活動紹介

中央知的財産研究所
副所長 塩澤 寿夫

2009年度の中央知的財産研究所（以下、研究所）は、木下實三所長以下、副所長8名、運営委員25名の合計34名（いずれも2年任期）で活動している。表に出る主な活動は、(1)研究部会の運営、(2)研究報告書（別冊パテント誌）の発行、(3)広報活動であるが、これらを実施するための裏方としての多岐に互る仕事が目白押しであり、月1回運営会議が開催される。

(1)研究部会は、3部会が現在進行中であり、運営会議とは別に、月1回のペースで研究会（非公開）を開催している。研究会の進行は主任研究員にお願いしているが、運営は、主に担当の2名の副所長が行っている他、運営委員が適宜運営のサポートを行う。各研究部会ともに研究員として、弁理士会の会員である会員内研究員が参加しているが、運営委員と会員内研究員とは役割が全く異なり、運営委員はあくまでも運営サイドの仕事を担当し、原則、研究を担当することはない。上記研究部会の進行と並行して新規研究テーマの検討も行われている。2つのテーマは、次年度（2010年度）の半ばには終了予定であり、後継のテーマの選定作業が鋭意行われている。テーマの選定には、主任

研究員を含む研究員の選定も含まれる。

(2)研究報告書は、昨年度に発行された25号以降は、別冊パテント誌として公刊している。報告書を弁理士以外にも広く活用していただくためである。近日常に、26号（特許法第104条の3に関する研究）及び27号（進歩性）が、別冊パテント誌として刊行予定である。別冊パテント誌の発行に当たっては、運営委員がパテント誌の編集委員にも選任されて査読の任に当たっている。24号までの研究報告書では、運営委員が査読をすることはなかったが、別冊パテント誌となってからは、査読が運営委員の大きな任務のひとつになっている。研究員が作成した報告書を事前に定められたポイントについて確認し、適宜著者にフィードバックして、より良い研究報告書となるように努めている。報告書の内容は、高度かつ最先端の事項を含むものであることから適切な査読をするためには、査読担当の運営委員も研究部会に参加して、研究内容についての理解が要求される。

(3)広報活動には、①公開フォーラムの開催、②会員向け発表会の開催、③知財学会での発表、④ホームページの充実がある。①公開フォーラムは、例年、東京または大阪で年1回開催されていたが、2009年度は初めて9月7日の東京と9月10日の大阪の年2回開催とした。テーマは開催時期に研究部会で議論されている内容から選択され、例年は、基調講演及びパネルディスカッションの形式で発表されているが、本年

度は、2本のパネルディスカッションで構成することとした。パネルディスカッションのテーマ及びパネリスト（研究員から選任）の選定並びに時期及び場所等の設定を、関係する研究員の方々のご協力の下で行った。特に、パネルディスカッションの進行等についてはコーディネーターをお願いした各主任研究員と打ち合わせを行い、さらに、事前の練習会等の準備にも、担当する副所長及び運営委員が関わった。

②会員向け発表会は、毎年3月に東京及び大阪で開催されており、本年度も3月に開催予定である。テーマは、主に、開催時期に研究部会でテーマとして議論している内容から選択されるが、公開フォーラムと重複しないことが、暗黙の了解事項になっており、そのためテーマと講師の選定には苦勞する。過去2回は、3時間を前後半に分けて二人の講師をお願いしていたが、今回は3時間をお一人の講師をお願いする予定であり、スケジュール調整等が進められている。

③例年6月ごろに開催される知財学会において、短時間ではあるが研究所の紹介発表を行っている。次年度の学会では、単なる紹介ではなく、研究内容の簡単な発表ができないか、検討中である。

④従来から研究所に対する会員の認知度が低く、ここ数年、執行部からも広報活動に力を注ぐように注文が付いていた。そのため、会員向け発表会を開催するようになり、かつ研究報告書を別冊パテント誌として発行するに至っている。それに加えて、日本弁理士会ホームページにある研究所のサイトの充実が必要との認識があり、活動の成果である既報の研究報告書の目次や公開フォーラムについての紹介サイトを加えたが、依然として十分とはいえない状態である。現在は、既報の研究報告に目次サイトからアクセスできるように準備を進めており、近日中に一部の研究報告についてアクセス可能にする予定である。一度研究所のサイトをご覧戴きたい。

⑤最後に、上記以外の表に出ない活動として、(i) 研究部会実施のための規定（例えば、研究員の選任、退任の規定、研究員への報酬規定、研究員に対する慶弔規定等）の改訂、(ii) 新たな広報活動の創生についての検討など、地味ではあるが、研究所の円滑な運営に不可欠な作業も作業部会を設けて進めている。

(原稿受領 2010. 1. 8)

知的財産支援センターの活動

知的財産支援センター
センター長 小林 保



平成 21 年度の日本弁理士会知的財産支援センターの活動についてご報告させていただきます。

ご承知の通り、知的財産支援センターは、総務部、出願等援助部、第 1 事業部、第 2 事業部、第 3 事業部の 5 つの事業部に分かれています。そして、各事業部は、年度当初に立てます事業計画（日本弁理士会の総会で承認を受ける）に基づいて、この事業計画に従って、それぞれが独自の活動を行っております。

これら 5 つの事業部では、平成 21 年度の事業計画に基づいて、活動を行いましたので、次にその活動状況について報告致します。

1. 支援センター全体としての活動

支援センター全体としての活動としましては、4月

16日に青森県と日本弁理士会との知的財産支援協定の締結式への協力、7月16日の鳥取県と日本弁理士会との知的財産支援協定の締結式への協力、10月21日の三重県における「知財支援フォーラム in 津」の開催、11月16日の福井県における「商標フォーラム in 福井」の開催を行いました。

2. 総務部の活動

総務部は、『①支援センターの運営に関する企画及び立案、②支援センター全体の事務的管理、③支援員の登録管理、④本会及び各支部における支援活動に関する広報、⑤他の部に属さない事業の実施などを行う』という総務部本来の業務に基づき、「支援だより」の編集・発行、支援だよりの合本の発行、運営員の手引きの作成、支援センター年報の発行等を行いました。

3. 出願等援助部の活動

出願等援助部は、出願等援助事業を実施するため、出願等援助希望者の案件を審理し、4件（1月18日現在）出願等援助を行いました。

4. 第1事業部の活動

第1事業部は、今年度は、小学校、中学校、高等学校に出張して、小中学生、高校生に対して知財教育を行う支援員の教育を行う小中高支援員研修、中小企業を対象とする各種セミナーの支援員になるため支援員の教育を行う支援員共通基礎研修を行いました。具体的には、10月21日に近畿支部の会員を対象として小中高支援員研修を、11月9日に東北支部の会員を対象として小中高支援員研修を、11月24日に関東支部の会員を対象として支援員共通基礎研修を、12月8日に関東支部の会員を対象として小中高支援員研修をそれぞれ実施しました。

さらに、小中高支援で使用する授業用台本の作成を行いました。

5. 第2事業部の活動

第2事業部においては、6月20日～22日に内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議が主催します第8回産学官連携推進会議に参加し、ワークショップ、相談会、展示ブースを設けました。

また、7月1日の「弁理士の日」を記念して6月27日に「第12回全国一斉無料特許相談会」を全国各地で開催しました。

さらに、セミナーの講師派遣、相談員の派遣事業として、ICT知的財産戦略セミナーに講師を派遣して、セミナーを支援致しました。ICT知的財産戦略セミナーは、各地で各4回にわたって開催致しました。具体的には、北海道で9月3日、17日、10月1日、15日の4日間、埼玉で9月3日、29日、10月8日、20日の4日間、東京で10月29日、11月12日、28日、12月10日の4日間、宇部で8月27日、9月10日、24日、10月8日の4日間、香川で10月20日、11月10日、24日、12月8日の4日間行われました。

6. 第3事業部の活動

第3事業部は、地方自治体支援事業で、各地方自治体（各県単位）において、各県が企画する知的財産関

連のセミナー事業に協力することを行っています。今年度は、高知県におきまして、高知県職員を対象とした「平成21年度知財勉強会」を3回にわたって開催致しました。さらに、高知県におきまして、行政機関及び団体職員を対象とした「高知県中部・東部における行政機関・団体職員向け知的財産セミナー」を3回にわたって開催致しました。

また、青森県におきまして、県の品種の育成や利用に係る研究職員を対象に、「育成品種に係る知的財産関係の研修会」を開催致しました。

さらに、岩手県におきましては、いわて知的財産権セミナー2009（中級コース）として特許・商標・著作権について開催致しました。

さらにまた、鳥取県におきまして、知的財産セミナー2009 意匠デザインセミナー（企業対象）を2回、知的財産セミナー2009 実務者セミナー（中小企業対象）を2回、知的財産セミナー2009 知財ゼミ（企業対象）を6回開催致しました。

またさらに、宮城県におきまして、「みやぎ知財セミナー2009（企業知財部在籍弁理士による企業と知財の「い・ろ・は」セミナー）」を3回にわたり開催致しました。

そして、山形県におきまして、「知的財産研修会（職員（公設試験研究機関含む）を対象とした知的財産セミナー）」を3回にわたり開催致しました。

また、秋田県におきまして、「平成21年度知的財産権セミナー」を開催致しました。さらに、石川県におきまして、単発で「知的財産セミナー」を開催致しました。

7. まとめ

以上、羅列になってしまいましたが、今年度の知的財産支援センターの活動を報告させていただきました。

最後に、このような日本弁理士会知的財産支援センターの活動に対しまして、日本弁理士会の会員の皆様のご協力を是非御願ひします。

(原稿受領 2010. 1. 18)

知的財産価値評価推進 センターの活動

知的財産価値評価推進センター
副センター長 森 泰比古



1. はじめに

知的財産価値評価推進センター(以下、「当センター」という。)は、会則第150条の2第3項の規定に基づき平成17年度に設立された日本弁理士会の附属機関です。

当センター設立の目的は、「弁理士による知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図ると共に、価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うこと」にあります(センター規則第2条)。そのため、以下の様な組織で活動を行っています。

2. 当センターの組織

当センターは、センター長、副センター長及び運営委員で構成され、総務部(広報・登録関係など)、第1事業部(マニュアル作成など)、第2事業部(資料整備など)、第3事業部(研修など)、特別部(センター長特命事項)に分かれて活動しています。

3. 評価人候補登録制度

評価人候補登録制度は、当センターの活動において重要なものです。当センター設立経緯において、裁判所等から本会への評価人推薦依頼への対応が大きな要因の一つでした。

そこで、評価人候補者登録申請をした者を評価人候補登録簿に登録し、裁判所等からの推薦依頼に対する公募、当センターによる価値評価に特化した研修の対象者としています。

なお、評価人候補登録申請は、申請書に必要事項(事務所所在地、専門分野など)を記入して提出するだけです。会員各位はどなたでも簡単に登録することができます。

4. 価値評価のための手引き等の作成状況

平成18年度以降順次、「知財価値評価ガイドライン

(第1号)」、「知財価値評価のための手引きI(経済評価編)」、「同 別冊」、「知財活用の目的に応じた知的財産価値評価手法について-特に、知財力評価を重視した価値評価-」、「知的財産経営評価の手引き」を作成し、センター報告として総会配布並びに電子フォーラムへの掲載を行ってまいりました。

今般、これらの成果物を、利用し易い「合本」にて全会員並びに関係筋への配布を行うこととして企画を進めております。まもなく皆様のお手元に届く予定です。

5. 価値評価のための一般会員向け研修の開始

当センターは、これまで評価人候補登録者向けの研修だけを単独開催してきましたが、平成21年11月の臨時総会において規則改正を行い、一般会員の皆様に対する価値評価並びに価値評価業務に関する研修を企画・実行することとなりました。

本年度は、前年度末の取り決めに基づいて、当センターと研修所の共催による研修を、3月に東京、大阪、名古屋の3箇所で開催することとなっています。平成22年度からは、当センター単独開催により、同様の研修を各地で順次実施していきますので、会員各位におかれましては、是非、ご出席頂き、価値評価業務に関心をもって頂きたく思います。

6. 最後に

従来、価値評価というと経営・税務・会計的な分野であって、我々弁理士には縁遠い印象をおもちだったと思います。しかしながら、昨今の「知的資産経営」、「知財コンサルティング」への期待は高く、知的財産権を正しく評価し、事業活動に活かしていくことがより重要な時代となっています。

知財価値評価は、こうした将来期待される業務分野での活躍において、基礎的な知識・素養としてきつと役に立つものと考えます。

どうぞ、会員各位におかれましては、当センターの活動に関心をもって頂き、一般会員向け研修への参加はもちろん、評価人候補登録についても是非ご検討頂きます様、よろしくお願い申し上げます。

(原稿受領 2010. 1. 27)

国際活動センターの活動

国際活動センター
センター長 柳田 征史



責務

弁理士は、外国クライアントのために日本特許庁に対して手続をするのはもちろんのこと、日本のクライアントのために外国に特許や商標を取得する手続に関する仕事を、業務の一つとしています。そのために、それらの手続を現地において遂行する外国代理人と、日頃から密接に連絡をする必要があります。外国業務を適切に遂行するためには、現地代理人との意思疎通が極めて重要になります。

国際活動センターは、弁理士が外国業務をプロとして滞りなく遂行できるように、会員に外国業務に必要な情報を提供することを主な責務としています。このため外国の情報を収集して会員に提供したり、外国の弁理士会と交流して情報や意見の交換をしたり、外国業務に関する研修会を開催したりしています。

また、日本弁理士会の国際問題に関するブレンとして、国際問題を研究し、外に向けて意見を発信する活動もしています。

組織

このような責務を十分に果たすため、センター員は任期2年とし、毎年半数ずつ任命されて継続性を維持しています。

組織としては基本方針を決める企画政策会議の他に「国際政策研究部」、「外国情報部」、「日本情報発信部」の3つの常設部会を有し、さらに外国団体との交流会の企画実行など、特定の目的に応じて随時組織される「プロジェクトグループ」があります。

企画政策会議は、国際活動センターの基本方針を定める組織で、正副センター長と各部会の部長、それに数人のアドバイザーから構成され、国際活動センターの活動のあり方や弁理士会の国際活動のあり方を議論し、必要なプロジェクトの立ち上げなどを行っています。今年度からは、正副センター長とアドバイザーを中心としたシニア会議と、正副センター長と各部会の部長を中心としたジュニア会議に分けて、比較的新

しいメンバーが活発に意見交換できる場を設けています。

国際政策研究部は、常日頃から国際問題を研究し、特許庁や外国の団体に意見を具申したり、自発的に、日本弁理士会の意見を外部に発信したりしています。また、WIPOの国際会議に参加して、諸外国の団体と意見交換をしています。

外国情報部は、米国部、欧州部、アジア部の3つの部会を擁し、諸外国の知財制度に関する情報を収集して、JPAAジャーナルやホームページを介して会員に情報提供しています。また、外国の知財法や実務に関するセミナーを、継続義務研修の一つとして行っています。

日本情報発信部は、海外のクライアントに、日本の法律や実務を理解してもらって日本への出願が少しでもスムーズにできるようにするため、日本の知財関連の法律や実務を海外のクライアントである代理人や企業に向けて英語で紹介しています。また、海外からの依頼業務を遂行する会員の能力アップに資するため、会員が海外からの出願を代理する上で役に立つ英語の資料を作成しています。これらの情報は、主にホームページに掲載しています。

プロジェクトグループは、各国団体との交流会など、特定の目的に応じて随時組織され、その企画と実行を行っています。また、交流のために来日した外国弁理士会のメンバーを講師として、継続研修の対象となるセミナーを開催しています。

これまでに交流会のプロジェクトグループが組織された外国組織は以下の通りです。

- ・米国知財法協会 (AIPLA)
 - ・ドイツ弁理士会 (PAK)
 - ・中国弁理士会 (ACPAA)
 - ・韓国弁理士会 (KPAA)
 - ・英国弁理士会 (CIPA)
 - ・英国商標代理人協会 (ITMA)
 - ・国際弁理士連盟 (FICPI)
 - ・中華商標協会 (CTA) (産業競争力推進委員会と)
- また、ミュンヘン知財センター (MIPLC) でのセミナーへの参加を、ソフトウェア委員会と共同で行い

ました。

さらに、アジアでは、日本知財実務セミナーを隔年で開催しており、2009年3月にはクアラルンプールで東南アジア諸国から約100名の受講生を対象にセミナーを行いました。

ホームページ

国際活動センターは、日本弁理士会のホームページに弁理士の国際的業務を遂行する上に参考となる情報を常時提供しています。随時、このホームページから有用な情報を得て、日常の業務に生かして頂きたいと思えます。

弁理士の国際化

昨今は、外国に駐在したり留学したりして国際的な感覚や知識を身につけた弁理士も増えてきています。また言葉のハンディキャップを乗り越えて弁理士試験に合格し、活躍している外国人弁理士も登場しています。

弁理士は、このように他の士業と違って国際的側面を強く持った職業です。したがって、日頃から外国に親しみ、国際感覚を身に付けることが望まれます。国際活動センターでは、随時、全会員を対象としたセミナーや交流会を開催していますから、会員として、あるいはセンター員として、積極的に参加して弁理士全体の国際的レベルの向上に努めて頂きたいと思えます。

(原稿受領 2010. 1. 4)

